

証明書取得時に窓口で提示してください

通常申請・家計急変用

奨学のための給付金の提出書類（課税証明書・非課税証明書）について

●奨学のための給付金をご申請の方へ

- ・申請に必要な課税証明書（又は非課税証明書）は、
保護者等全員分の全部事項が記載された証明書（省略がない証明書）です。
- ・申請には、**令和 8 年度の証明書**※が必要です。 ※令和 7 年の所得に応じた税額がわかるものです。
- ・課税証明書の**発行日は基準日（通常申請は令和 8 年 7 月 1 日・家計急変申請は案内をご確認ください）以降に発行されて且つ申請書記入日より 3 カ月前以降に発行されたもの**が必要です。
(令和 8 年 10 月 30 日が申請書記入日であれば、令和 8 年 7 月 30 日以降に発行されたもの。)
- ・**税の申告を行っていない場合や非表示の部分がある場合、再提出をお願いすることがあります。**
- ・課税証明書（又は非課税証明書）の発行についてご心配がある方は、この紙を市役所等証明書発行窓口の方へお渡しください。

●課税証明書・非課税証明書発行窓口の方へ

- ・大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金を支給するに際し、
生徒の保護者等全員分の令和 8 年度の住民税の課税状況を確認する必要があります。
- ・**令和 8 年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額**を確認できる**全部事項の記載された課税証明書（又は非課税証明書）**の発行をお願いいたします。
- ・上記の内容に非表示の部分がある場合、申請者の方へ再提出をお願いすることがあります。
- ・**未申告等の理由で保護者等全員分の所得割額が確認できない場合、当給付金の対象となりません。**
未申告の場合は、税の申告方法等についてご案内くださいますようお願いします。
- ・不明点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

＜本件連絡先＞

担 当：大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

TEL：06-6941-0351(代表) 内線：6913 又は 6914

FAX：06-6946-1141